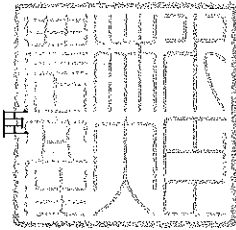


学校給食供給目標の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第24条の3の2第1項の規定により、国内産牛乳の学校給食供給目標を下記のとおり定めたので公表する。

平成22年12月21日

農 林 水 産 大 臣



記

我が国酪農の健全な発展を図るとともに、幼児、児童及び生徒の体位、体力の向上に資するため、国内産の牛乳を小学校、中学校、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校のすべての幼児、児童及び生徒に対し、次の基準により供給することを目標とする。

区 分	年間供給日数	1人1日当たりの供給量
小 学 校 児 童	195日	200 cc
中 学 校 生 徒	195日	200 cc
夜 間 高 等 学 校 生 徒	192日	200 cc
特別支援学校幼稚部幼児	195日	200 cc
特別支援学校高等部生徒	195日	200 cc